

新はつらつ職場づくり推進事業実施要綱

1 趣旨

現在、我が国は、少子高齢化の進展による人口及び労働力人口の減少が進んでおり、大きな課題となっている。今後においても経済・社会の発展を持続し、働きがい・生きがいを感じる社会を形成するためには、性別、年齢、経歴、雇用形態、健康・障がいに関係なく、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現が重要である。このためには、非正規労働者の処遇改善や長時間労働の是正をはじめとする「働き方改革」の実行が強く求められている。

そこで、岐阜県内の全ての人々が活躍できる社会の実現に向け、はつらつと働くことができる職場づくりを目指す働き方改革の取組として、労使団体、関係機関・団体及び地方自治体等との連携の下、新事業を展開するものである。

2 事業主体

新事業の実施主体は、岐阜労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所とする。

3 協力団体

新事業の目的を理解・共有することができる公益性が高い民間団体（協力団体）への協力を求め、当該協力団体で事業の一部を実施する。

4 事業の内容

(1) 「新はつらつ職場づくり宣言事業」の実施

はつらつと働くことができる職場づくりを目指し、企業・事業場・団体等（以下「企業等」という。）の実情に応じた「新はつらつ職場づくり宣言（働き方改革実現推進）」を労使で行う。

(2) 「新はつらつ職場づくりキャンペーン」の実施

毎年11月を「新はつらつ職場づくりキャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）期間とし、はつらつ職場づくりに向けた集中的な啓発・指導を実施する。

(3) 「新はつらつ職場づくりセミナー」の開催

キャンペーン期間を中心として、企業等を対象とした「新はつらつ職場づくりセミナー」を開催する。

(4) 新事業に係る周知・広報の実施

キャンペーン期間を中心に、労使団体、関係機関・団体、地方自治体等に対して連携・協力の依頼を行う等、幅広く事業の周知・広報に努める。

(5) その他

上記「1 趣旨」に資する必要な事業を行う。

5 施行日

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。